

特区において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見

平成22年3月26日
構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

このたび初めて構造改革特別区域計画の認定があった規制の特例措置について、規制所管省庁の長から提出のあった調査スケジュールに基づき評価時期の検討を行った。また、既に構造改革特別区域計画の認定があった規制の特例措置のうち、評価時期が定められていなかったものについて検討を行った。その結果、当該規制の特例措置の評価時期について、評価・調査委員会の意見は以下のとおりとする。

番号	特例事項名	評価時期
104	公共交通利用促進事業	平成22年度
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	平成22年度
834 (835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	社会教育施設に関する事項(835) 平成23年度 学校教育施設に関する事項(834) 平成24年度